

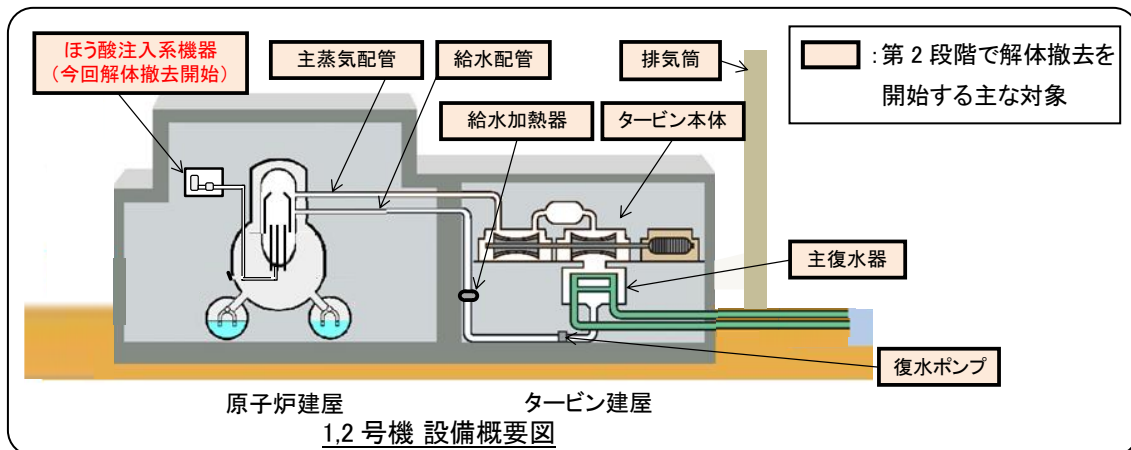
## 浜岡原子力発電所1,2号機 原子炉領域周辺設備の 解体撤去工事の開始について

2016年2月15日

当社は、2016年2月3日に浜岡原子力発電所1,2号機の廃止措置を第2段階に移行したこと(2016年2月3日 お知らせ済)から、本日、原子炉領域周辺設備(※1)の解体撤去工事として、1,2号機のほう酸注入系機器(※2)の解体撤去工事を開始しましたので、お知らせします。

第2段階で発生する解体物はできるだけリサイクルしていき、放射性廃棄物となるものは、処分方法が決まるまでの間、1,2号機の建屋内等に安全に保管します。また、作業にあたっては、安全確保を最優先に着実に進めてまいります。

今後その他の原子炉領域周辺設備の解体撤去工事を開始するとともに、廃止措置の第1段階に引き続き汚染状況調査および除染を実施します。



また、廃止措置の実施状況をご覧いただくため、当社ホームページ上に開設しているコンテンツを更新しました。以後、当該ホームページ上で、進捗状況等を公表してまいります。(コンテンツは[こちら](#))

※1 原子炉領域周辺設備とは、排気筒、タービン本体、主復水器、給復水系機器、ほう酸注入系機器、主蒸気配管等の設備のことです。原子炉圧力容器や原子炉圧力容器を取り囲む放射線遮へい体を含む領域については除かれます。

※2 ほう酸注入系機器は、万一制御棒を炉心に挿入できず原子炉を停止できない場合に原子炉にほう酸溶液(中性子吸収材)を注入することにより、原子炉を安全に停止させるための機器のことです。既に燃料の搬出を終えている1,2号機においては、必要のない機器であるため、廃止措置の第2段階で解体撤去することとしています。



ほう酸注入系機器の外観

以上